

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第34号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第35号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 5 議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第40号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第41号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

2番	畔上恵子君	9番	渡辺正男君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	小田孝志君
7番	徳竹栄子君	14番	白鳥金次君
8番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長 宮崎敏之

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君

未来創造課長	堀 米 貴 秀 君	經濟振興課長	田 村 清 志 君
農林振興課長	金 井 哲 也 君	危機管理課長	田 中 浩 幸 君
建設水道課長	高 木 和 彦 君	住民稅務課長	湯 本 豊 君
消 防 課 長	高 相 一 夫 君	健康福祉課長	小 林 佳代子 君
会 計 管 理 者	小 林 知 之 君		

(開 議)

(午前 10 時 00 分)

議長(白鳥金次君) おはようございます。議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ここで、6月13日に行われました一般質問において、徳竹栄子議員から一部発言の訂正の申出がありましたので、会議規則第64条の規定によりこれを許可します。

7 番 徳竹栄子議員、登壇。

(7 番 徳竹栄子君登壇)

7 番(徳竹栄子君) 7 番 徳竹栄子。

6月13日、一般質問において、私の質問内容の発言の訂正をお願いいたします。

給食費無償化の実現の見通しはの質問で、全協での説明だけで、まだ補正予算が上程されていない状況で質問いたしました。大変申し訳ございません。

議長(白鳥金次君) これより本日の会議を開きます。

1 議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)

2 議案第34号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

3 議案第35号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

議長(白鳥金次君) 日程第1 議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)から日程第3 議案第35号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の3議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの3議案につきましては、去る6月9日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

小田予算決算審査委員長、登壇。

(予算決算審査委員長 小田孝志君登壇)

予算決算審査委員長(小田孝志君) おはようございます。13番 小田孝志でございます。

それでは、令和7年度補正予算3議案について、審査報告書に基づき報告申し上げます。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和7年6月16日

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次 様

山ノ内町議会予算決算審査委員会

委 員 長 小 田 孝 志

1. 委員会開催月日 令和7年6月10日、11日

2. 開催場所 役場401会議室・委員会室

3. 審査議案

- (1) 議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）
 - (2) 議案第34号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - (3) 議案第35号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- （以上3件 令和7年6月9日付託）

4. 審査要領

審査に当たっては、所管関係課等の課長及び係長の説明を聴取し、十分審査の上、質疑、意見をまとめ、全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経過及び結果

審査区分（1）議案第33号

原案のとおり可決すべきものと決定

審査区分（2）議案第34号

原案のとおり可決すべきものと決定

審査区分（3）議案第35号

原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

なし

【総括意見】

なし

なお、議案第33号については少数意見の留保があり、議長へ少数意見報告書が提出されております。

ここで、審査の経緯の詳細について説明いたします。

審査では、町当局より資料の提出を含む丁寧な説明をいただきましたことに、まずは感謝を申し上げます。今後に向けて、改めてご協力をお願いいたします。

議案第33号については賛成多数で可決すべきものと決定、議案第34号、35号の2議案については全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

審査は、議案第33号 令和7年度一般会計補正予算、歳出の2款1項総務管理費、1目2節給料の是非に集中しました。これは、現在30%カットしている町長給料を元に戻すものであります。

これについては、高田議員より元に戻すことに反対する208万8,000円を減額する修正案の動議が提出されました。修正案の提案理由の概要は次のとおりです。

まず、令和5年2月に行われた町長選挙において、町長は「財政状況の好転が見られるまでの間、給料30%カット、身を削ってこそ改革です。」と公約に掲げている。次に、令和5年3月議会における一般質問では、「しっかりと財政回復、ふるさと納税を倍増させ、しっかりと町に活気を取り戻すところを目標にしていますという覚悟を表させていただきました。」と町長は答弁されている。

しかし、現状では財政力指数の低下や6年度の最終補正予算では財政調整基金の取崩しなど、財政状況が好転しているとは断言できない。また、6年度のふるさと納税では、約4億8,000万円台とのことで、1億円余りの増額となり評価できる部分もあるが、残念ながら目標値には到達していない。自身の支援者からは、もう少し頑張ってカットを続けてもらいたいとの声が多くあった。肌感で景気が回復しているとは感じられない。今定例会初日の給与特例条例を廃止する条例の提案説明では、特段提案理由についての説明もなく、戻す理由が聞けなかったのは残念。

以上のことから、総合的に判断し、給与30%カットを止めるのは時期尚早であるという提案説明です。

この修正案に対する討論では、原案に対する賛成及び修正案に対する反対討論6名、修正案に対する賛成討論3名と、9名による討論が展開されました。

討論では、修正案反対者からは、給料を戻し、国内はもとより、海外のトップセールスをもっと積極的に行ってほしい。ふるさと納税、クラウドファンディングは確実に増えている。湯田中駅前、上林のインフォメーションセンターの利用者は多く、利用者は満足しており、設営したことは評価できる。2年間約600万円の減額で、十分に身を削っている。経済活性化に向け、スピード感を上げて取り組んでいる。そもそも議員が、町長給料に対して上げる、下げるを議論すべきでない。町長自らの判断であり、あえて戻すことに賛成などの意見が出されました。

一方、修正案に賛成者の討論では、公約として姿勢を示すことが目的、ここで止めてしまうのでは選挙のためのリップサービスと捉えられないか。経済の好転が見られていない。出張しているのは町長だけではない。まずは旅費規程の見直しが先決。町長の報酬額は他に比べ高い。選挙公約を見ても道半ばであり、自身で評価できる内容になったとすることはまだ早いなどの意見が出され、活発な討論となりました。

討論の後の採決結果を申し上げます。

修正案に対する採決の結果、反対6、賛成5で、修正案は否決すべきものと決定しました。

続いて、原案に対する採決の結果、賛成8、反対3で、原案は可決すべきものと決定しました。

修正案については賛否が拮抗しましたが、町長におかれましては、修正案の提案理由及び討論の内容を重く受け止めていただき、活気のあるまちづくりに向け、経済を活性化させ、町民がより住みやすい町となるようより一層公務に励むことを切望し、委員長の報告を終わります。

議長（白鳥金次君） 次に、議案第33号については、高田佳久議員外1名から、会議規則第76条第2項の規定により。少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

8番 高田佳久議員、登壇。

8番（高田佳久君） 議長、暫時休憩を求めます。

議長（白鳥金次君） 暫時休憩します。

（休 憩）

（午前10時14分）

（再 開）

（午前10時19分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（白鳥金次君） 少数意見の報告を求めます。

8番 高田佳久議員、登壇。

（8番 高田佳久君登壇）

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久。

少数意見の報告をさせていただきます。

令和7年6月16日

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次 様

山ノ内町議会予算決算審査委員会

高田 佳久 委員

賛成者 山本 光俊 委員

少 数 意 見 報 告 書

令和7年6月11日の予算決算審査委員会において留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記

1. 件名 議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）

2. 意見の要旨

町長給与の30%削減を廃止することに対し、根拠となる理由がなく、時期尚早と捉え、減額修正をすべきである。

といった内容となっております。

それでは、その少数意見の留保の内容につきまして補足の説明をさせていただきますが、先ほど、小田予算決算審査委員長より報告があった部分とかなり重複する部分がございますかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今定例会において、初日において、町長給与30%カットを廃止する条例及び廃止条例を根拠とした町長給与208万8,000円を増額計上した一般会計補正予算（第1号）が提案されました。これを受けて、補正予算は9日に予算決算審査委員会に付託され、10日より詳細説明を行った上で審査を行い、11日の予算決算審査委員会において、減額修正案が提出されました。

論点を整理させていただきますと、1点目は、令和5年2月に行われた町長選挙において、「財政状況の好転が見られるまでの間、給料30%カット、身を削ってこそ改革です。」と公約に掲げ、平澤町長は当選しております。公約とは公の約束、山ノ内町町民との約束事です。

2点目は、令和5年6月議会では、町長給与30%に関する給与特例条例の連合審査及び議員諸兄の一般質問の中で、カットする理由や実施期間及び戻す条件などについて質疑や質問があり、要約しますと、財政回復、ふるさと納税を倍増させ、しっかりと町に活気を取り戻すことを目標とし、覚悟を表した。当面の間とするが、町財政が好転したら戻す考えと、町長は答弁しております。議場という崇高な場において、町民の代表である平澤町長が公式に述べた内容であります。

3点目は、財政状況の好転はされているのか。補正予算の審査において財政力を示す指数、財政力指数では、6年度の速報値では0.367で、5年度の決算の0.370より下がる見込みで、残念ながら財政力は低下する見込みでした。

また、6年度のふるさと納税は、先ほどの委員長のほうでありました4億8,000万円というのが、ちょっと間違っている数字でもございますので、改めてここで正式な数字を発表させていただきたいと思います。4億5,966万円で、前年度より8,640万円余の増額となり、評価できる部分もありますが、こちらも残念ながら公約である倍増の約7億には到達していません。

さらに、7年3月定例会の7年度当初予算の提案理由の説明においても、町の厳しい財政状況を踏まえた上で予算編成しているとの町長発言があり、所管課からの予算要望に対し、精査の意味もありますが、数億円的大幅なカットがされています。

そして、6月2日の臨時会での6年度の最終補正では、令和元年度以来5年ぶりとなる財政調整基金の3,000万円取崩しが計上、質疑では、主な要因として人件費の増、物価高騰による経常経費の増との答弁でした。財政力指数の低下や財政調整基金の取崩しなど、財政状況が好転しているとはとても断言できません。

4点目は、町民の声ということで賛否は分かれるところではありますが、財政状況の好転やふるさと納税が倍増となっていれば戻すことはよいと思うが、達成していないのであれば、応援した町民のことを考えて、もう少し頑張っけてカットを続けてもらいたいとの声が寄せられています。

5点目は、町民生活に目を向ければ、ガソリンなどの燃料や主食である米価を含め、物価高騰などの影響により、肌感で町内の景気が回復しているとは感じられないことです。

6点目は、定例会初日の給与特例条例を廃止する条例の提案理由の説明では、町長給与30%を止める理由となる詳細な説明が特段なく、判断ができないことです。

7点目は、定例会初日の一般会計補正予算（第1号）の質疑の中で、公務として東京などへの出張では、宿泊費の高騰により公費支出の旅費では足りないとの町長答弁でしたが、宿泊費の高騰に対しては、特別職の職員の給与または費用弁償に関する条例の一部改正を行うことが必然であり、町長給与30%カットを止める理由には当たらないと判断したことです。

8点目は、議員として町民の皆さんに対し説明責任を果たす上で、町長給与30%カットを止める根拠となる理由が見当たらず、私自身も説明ができないことです。

以上のことから、総合的に判断し町長給与30%を止めるには、時期尚早と捉え、一般会計補

正予算（第1号）に対する減額修正案が提案されましたが、11名による採決の結果、賛成者5名、湯本るり子議員、湯本晴彦議員、山本光俊議員、小林克彦議員及び高田佳久、私が賛成いたしました。残念ながら理解が得られず、賛成少数で否決となりました。

以上で、少数意見の報告を終わります。

議長（白鳥金次君） これより、報告のありました3議案に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第33号について、委員長報告及び少数意見報告に対し、一括質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

委員長報告に対して質疑をさせていただきたいと思います。

委員長報告の中では、修正案反対者に対しての討論は、ということでしたが、私の記憶では修正案反対者の討論はなかったと記憶しておりますが、いかがでしょうか。

議長（白鳥金次君） 13番 小田孝志議員。

13番（小田孝志君） 先ほどの高田議員の質問ですが、私の記憶違いでございました。「修正案反対者からは」という内容のことを申したんですが、これを訂正していただいて、「原案賛成者からは」という形でお願いしたいと思います。

失礼いたしました。

議長（白鳥金次君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

討論の順序を申し上げます。

初めに原案に対する賛成者、次に少数意見に対する賛成者の順で行います。

では初めに、原案に対し賛成者の発言を許します。

2番 畔上恵子議員、登壇。

（2番 畔上恵子君登壇）

2番（畔上恵子君） 2番 畔上恵子です。

議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）における原案に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

町長に就任されてから2年余りでございますが、この間のふるさと納税は約1.2億円増えております。確かに、当初の目標から判断しますと少ないかもしれませんが、しかし、着実に増加傾向にあると、私は感じています。ガバメントクラウドファンディングも1,584万円程度になっております。

そのほかにも、先ほど報告がありましてとおり、インフォメーションセンターの設置、また

駅ナカなど稼働させており、お客様も大分お見えになっています。そして、上林の待合所の設置等、これらはとても評価できると思います。今、インバウンドで外国人観光客が増えていますが、過去2年間の町長によるトップセールスの効果ではないかと思っています。

これからも、山ノ内町の魅力をもっともっと国内のみならず、海外にもPRをしていただきたいと思いますし、山ノ内町の建設的なまちづくりにもつながると確信しております。

以上でございます。

議長（白鳥金次君） 次に、少数意見に対し賛成者の発言を許します。

11番 山本光俊議員、登壇。

（11番 山本光俊君登壇）

11番（山本光俊君） 11番 新和会、山本光俊です。

議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）の予算決算審査委員長報告に対する高田佳久議員提出の少数意見書に対して、賛成の立場で討論を行います。

今定例会で上程された議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）に町長の給与208万8,000円が計上されました。この項目に対して予算決算審査委員会審査の中で、減額修正案が提出されましたが、結果、5対6の僅差で賛成少数となり、残念ながら否決となりました。

町長は、身を削ってこそ改革との信念を持ち、様々な公約を掲げ、令和5年2月に行われた町長選挙で多数の町民の支持を受け当選しました。公約は、町民に約束する行為であり、大変重要な町民との信頼契約と言っても過言ではないと考えます。

現状で、その公約を一定水準まで達成できたとは言い難く、まだ道半ばと言わざるを得ません。提案理由も曖昧で、給与の30%カットを廃止するには根拠性に乏しく、納得できる状況ではありません。詳細については、高田議員の報告にあったとおりで、全てにおいて同意するものであります。

また、スピード感の名の下に、見切り発車のような事業展開、特に上林のインフォメーションセンターに代表される事業でございます。管理不行き届きのため、国からの補助金や交付金を取りこぼすなど、不用な自主財源からの多額な支出もあり、行財政運営の手腕にも不安が残ります。

今回の件は町長提案とのことですが、町長には、町民の方々に胸を張って給与30%カットを廃止できるよう、掲げた公約達成のために、「身を削ってこそ改革」との初期の覚悟を貫いてほしいと切に願い、少数意見報告の賛成討論といたします。

以上です。

議長（白鳥金次君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

7番 徳竹栄子議員、登壇。

（7番 徳竹栄子君登壇）

7番（徳竹栄子君） 7番 徳竹栄子。

議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）において、賛成の立場で討論させていただきます。

今定例会で、補正予算案において、総務費、理事者給料208万8,000円の予算に審議が集中しました。最初に町長の給与について、2年前の町長選の公約では期間を定めずに身を削って給料の30%カットを掲げました。そして、令和5年6月の議会の一般質問では、町長から財政回復、ふるさと納税の倍増などについての施策の目標に関する答弁があったと記憶しております。

私は、これは町長のこれからの努力、目標を掲げたものだとして受け止めました。町の財政が低下する中で、容認できないというご意見もありますが、事業量と内容によっては変わると一概には言えません。財政力指数は、平成26年度から毎年下がっている現状です。この2年間で振り返り、町のために努力を重ねてきたことに対し、評価したい点も多々あると思います。

幾つか上げます。

これは一般質問でも申し上げました、人口減少対策において、人口減少には歯止めがなかなか難しい中で、5年度は移住定住施策などにより、これまで当町ではあまり見られなかった社会増で68人増え、これまでの人口減少が3桁から2桁となり、人口減少対策の成果が見られます。また、世帯数についても、令和4年、6年度を比較すると、約155世帯も増えている結果となっております。

さらに、ふるさと納税については、町長の就任前の令和4年度と比較して、6年度は約1億4,000万円も増えております。全国を相手に、そして厳しい経済状況の中、増額することは大変なことだと思います。そして、令和7年度では、ふるさと納税基金充当約1億9,000万円を子育て支援、観光、農業振興、町民の生活安心・安全、そして高齢者福祉などに充当されています。さらに、今年度はふるさと納税目標を5億5,000万円、8年度は、7年度を目指すために努力されようとしております。

ほかに賛成する理由として、5年6月議会において、町長給与の特例に関する条例を議会として可決しました。条例には30%カットの期間については、当分の間となっており、期日ははっきり示されていません。また、5年3月議会において、コロナ禍で疲弊した経済が戻るまで身を削ると町長は答弁いたしていました。既に2年間、給料600万円余の身を削っております。そして、コロナ感染症もほとんど治まった今、疲弊した経済はほぼ戻りました。

よって、今議会で町長給料30%カットを元に戻す予算案は理解するものと私は考えます。昨今の経済、社会状況を見ると、あらゆるものが値上げ、物価高騰の中、様々な企業や事業者は、従業員やその家族のためにできる限り給料を上げる努力をして、企業存続を図ろうとしています。

正規の給料を支払うものは支払い、残された2年間の任期中、町、町民の皆様のためにしっかり仕事をしていただき、町の発展に邁進していただくことが一番ではないかと私は思います。

次に、他の予算として、民生費では志賀高原保育園の外壁修繕費や、大雪のため転落事故で

不幸にも死亡した被害者への災害弔慰金などが計上されています。農林水産費では、有害鳥獣の被害を少しでもなくすように、集団連作の原材料支援、土木費では北部町民住宅の修繕修理費用、住宅耐震診断、危険空き家等除去補助金など、安心・安全な環境整備の充実に、教育では英語教育強化の観点で、A I を活用した文部省の英語教育強化事業に当町の教育委員、当町が県下唯一の採択団体に選ばれ、子供たちが世界に羽ばたけるような人材に育てられる教育環境がスタートします。

また、東小学校で車椅子のスロープ修繕や、須賀川体育館の備品整備やグラウンドの除草費など、細かな点まで配慮し、町民のスポーツ活動を支援するなど、計上されております。

以上、抜粋ですが、今回の予算案には、町民の皆様の子供たちの皆さんが、安心して豊かに暮らせる町にしたいという思いが込められている補正予算と考えます。

よって賛成討論とさせていただきます。

10番（湯本晴彦君） 議長、暫時休憩を求めます。

議長（白鳥金次君） 暫時休憩します。

（休 憩）

（午前10時42分）

（再 開）

（午前10時42分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（白鳥金次君） 次に、少数意見に対し賛成者の発言を許します。

6番 湯本るり子議員、登壇。

（6番 湯本るり子君登壇）

6番（湯本るり子君） おはようございます。6番 湯本るり子です。

議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）の予算決算審査委員長報告に対し反対及び高田佳久議員提出の少数意見書に対して賛成の立場で討論を行います。

予算決算審査委員会の討論の中で、原案に賛成、減額修正案に反対する発言があり、その中で公約に対して法律的根拠もないし、あまり重要ではないという議員の発言がありました。私はそれに少々憤慨し、それはおかしい、公約というのは政治家として最も大切だと思っていましたので、高田議員の発言に賛同したものです。

今年3月議会の一般質問においても、給食費の無償化の要望を上げたときの答弁では、町長から、財政が厳しくできない旨の答弁がありました。財政が厳しいという言葉が多く聞かれる中で、好転したという発言は聞いたとことがありません。町民の中には、北信ローカル社の新聞記事を見て、「町長は30%カットで4年間頑張るって言っていたんじゃないのかな。そういうふうに思っていたよ。」という声が、私の近くでは多く聞かれました。

よって、私は少数意見に賛成し、発言させていただきました。

議長（白鳥金次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 小林 仁議員、登壇。

(3番 小林 仁君登壇)

3番(小林 仁君) 議長、そして議員各位、町民の皆様、私は町長給与の回復を含む議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)に賛成の立場で討論いたします。

町長の給与を本来の水準に戻すこの1文が、これほどまでに議論を呼ぶことは、私自身重く受け止めています。しかし、今だからこそはっきり申し上げます。町長の給与がどうあるべきか、それは世論や空気では決まるものではありません。給与が適切かどうかは、町長自身が、今後の仕事で町民に対して、自らの責任で説明していくべきことです。言葉ではなく実績で語り、理解を勝ち取っていく。それがリーダーのあるべき姿ではないでしょうか。

そして、私たち議員には、もう一つの責任があります。正しい判断を正しい理由で下すこと、これが政治の根幹です。もちろん、給与を戻すことに対して、批判が出るのは当然です。しかし、それは最終的には町長本人がその結果と向き合い、説明責任を果たしながら、正面から受けて立つべきです。町政のトップとして報酬を受ける以上、その批判も含めて、町長自らが責任を持って戦っていく。その覚悟があるからこそ、この判断を下したのだと私は理解しています。

町長の給与は、政治的な駆け引きの道具ではありません。働きに見合った対価であるべきです。そして、それが適切かどうかを判断するのが、まさに今、この場なのです。町長に対して厳しい視線があるのならば、それを受け止め、働きで示していく責任は本人にあります。私は、いたずらに擁護するわけではない。ただ筋を通すだけです。

報酬を戻すなら、責任も重くなる。当然のことです。私たちがここで逃げてはいけません。責任から目をそらしてはいけません。足を引っ張り合うのではなく、前に進む道を選ばなければならないのです。

だからこそ、私はこの補正予算案に賛成いたします。未来の山ノ内町に対して、議会が責任を果たす。その一歩として、私はこの判断を支持いたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長(白鳥金次君) 続いて、少数意見に対し賛成者の発言を許します。

10番 湯本晴彦議員、登壇。

(10番 湯本晴彦君登壇)

10番(湯本晴彦君) 10番 湯本晴彦です。

議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)について、委員長報告に対して反対、少数意見報告に対し賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、30%給料カットを戻す予算の理由として、宿泊費等の高騰が上げられていました。これは特別職に限らず職員にとっても同じことで、給料を戻すことよりも旅費規程そのものを見直すことのほうが先決であると思います。町長の給料を戻す理由としては、これでは不十分ではないかと思っております。

また、令和5年3月議会において、西議員の町長給料カットの公約に対し、一般質問で町長はこのように答弁をしておられました。「町の経済をしっかりと活性化するまで、私も身を削りながらがんばりますという、私の覚悟を町の皆様にお見せするということが目的です。町長給与の金額目当てで町長選に出たわけではないということを知っていただきたく、公約に掲げさせていただきました。」という答弁をされております。

町長がここまで給与をカットし、町行政に貢献したこと自体は大変評価いたしますし、頭の下がる思いであります。しかし、今の段階で戻してしまうのは、それこそ町長の覚悟が問われてしまうと思いますし、選挙のための耳障りのよい言葉になりかねず、それは町長のためにもならないと思っております。

今期は頑張ってください、その意味で私は廃案とすべきではないと思って、少数意見に賛成をさせていただきます。

以上です。

議長（白鳥金次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番 塚田一男議員、登壇。

（5番 塚田一男君登壇）

5番（塚田一男君） 5番 塚田一男です。

議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）について、予算決算審査委員長の報告に賛成の立場から討論させていただきます。

平澤町長は、選挙公約に基づき、まずは身を削りながら頑張りたいとの意思を理解し、また、町長の熱き思いと決意を受け止め、令和5年6月議会定例会において、町長の給与の特例に関する条例制定について賛成多数で可決し、2年が経過しました。

この間、令和5年度では、ふるさと寄附金ガバメントクラウドファンディングなどの増により、寄附金全体では前年度比9.9%増、また令和6年度のふるさと納税は、前年度比8,600万円以上の増となっています。

なお、倍増には至っておりませんが、国内の物価高や経済状況などを勘案した場合、この2年間における増加は一定の評価ができ、またインフォメーションセンター及び移住定住などの施策も評価できるものと私は考えます。

なお、町長の旅費の増加については、出張の精査とともに費用対効果面において、町長には重く受け止めていただき、開示可能なものは開示いただき、併せて丁寧な説明を望みたいと思います。

つきましては、町長給与を戻すことについて、賛否両論があることも事実であります。しかし、当町が抱える課題の解決に向け、地方自治法第2条第14項には事務を処理するに当たり、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されており、この趣旨を踏まえ、スピード感を持った取組を要望し、私は賛成したいと思います。

結びに、町長の任期後半に向け、町長には、町長の給与にふさわしいと町民から思っていたできるように、真摯な対応の下、施策の実現に向け、しっかりとした取組を重ねて切望し、私の賛成討論といたします。

議長（白鳥金次君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論を終わります。

議案第33号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第33号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（白鳥金次君） 起立8人で、多数です。

したがって、議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、午前11時10分まで休憩します。

（休 憩）

（午前10時59分）

（再 開）

（午前11時10分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（白鳥金次君） 議案第34号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第34号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第34号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第35号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 全員起立です。

したがって、議案第35号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

4 議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

5 議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(白鳥金次君) 日程第4 議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について及び日程第5 議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

議案第38号について、質疑を行います。

10番 湯本晴彦議員。

10番(湯本晴彦君) 10番 湯本晴彦です。

議案第38号、町長給与の件ですけれども、1点お願いします。

確認ですが、観光局やほかの他団体、党からの収入または他の、例えば会社とか、そういった収入があるのかないのか、そこを教えてくださいと思います。

議長(白鳥金次君) 平澤町長。

町長(平澤 岳君) すみません。公開していますが、報告出させていただいて。それはこの条例について関係あるのでしょうか。

議長(白鳥金次君) 10番 湯本晴彦議員。

10番(湯本晴彦君) 他団体、観光局や関連しているそういった理事長とかされているところから、その収入がないかと一応伺っております。その確認なんです。

議長(白鳥金次君) 平澤町長。

町長(平澤 岳君) 観光局からは特にいただいておりません。他団体というのはたくさんありまして、大変申し訳ありません。私も今ぱっと全部出てきませんが、長野県というか、町長として自動的にいろいろと何か関わる組織がありまして、そちらから若干のものが発生したりはしていますが、それは大変申し訳ありません。今ちょっとここですぐにリストアップできてお

りませんし、私も把握できておりませんが、観光局からは特にございません。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかに。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

1点だけお聞かせください。

初日においての提案理由の説明におきましては、町長から特段内容の説明がございませんでしたが、先ほど話が出ました、その選挙公約でうたわれました財政が好転したらしかるべき時期に戻すというご発言ございました。町長ご自身が今の現状で財政が好転しているとお感じになられて、この廃止条例を出しているのか。今の現状なり、町長のお考えをお聞かせください。

議長（白鳥金次君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） お答えします。

現在、おっしゃるとおり財政がものすごくよく好転しているというには言い難い状況ではございますが、人件費の高騰など、町財政としては引き続き厳しい状況ではございますが、私の実績として様々な、湯田中駅周辺の整備ですとか上林の整備など、観光産業へのかなりの貢献ですとか、町政として、今まで止まっていた町としての動きを加速させているというところで評価していただきたいということと、ふるさと納税、今、非常にこの前も答弁でもさせていただきましたとおり、国の縛りもかなり厳しくなっている中でも、しっかりと業績を上げてきているというところで、それらをしっかりと今後、町民サービスにも使っていきたいと思っておりますし、まず町の役場の中身の改革ですとか、様々な改革を行っておりますので、そちらのほうを評価していただきたいと思っております。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

次に、議案第39号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

お諮りします。

会議規則第39条の規定によって、議案第38号及び議案第39号の2議案について、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号及び議案第39号の2議案について、総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

6 議案第40号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

7 議案第41号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第6 議案第40号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7 議案第41号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第40号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第40号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第41号を採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第41号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（白鳥金次君） 以上をもって、本日付議されました議案の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

大変お疲れさまでした。

（散 会）

（午前 1 1 時 2 1 分）